

木造住宅の耐震改修工事を支援します

市では、地震災害への対策のために、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事費用の一部を補助します。

対象事業	支援内容・補助額	対象住宅
耐震診断	耐震診断士の派遣 (自己負担額 2,000円)	市内にある戸建住宅で、次の要件のすべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・建築基準法に規定する建築確認を受けているもの(建築基準法第6条第1項に該当しない建築物を含む) ・地上階数が2階以下、延べ床面積が30m²以上のもの ・木造であり在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法(ツーバイフォー)によって建築されたもの ・店舗等住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅のもの ・過去にこの制度により耐震診断を受けていないもの ・東日本大震災等災害で被災した住宅で、全壊・大規模半壊、半壊の判定を受けていないもの
耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の4/5の額 (上限1,000,000円)	上記の要件に加え、以下すべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修計画の作成を伴う耐震改修工事であること ・耐震改修工事により対象住宅の上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること
申込資格	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の対象となる住宅の所有者と世帯員が市税等を滞納していないこと。 ・耐震改修工事を行う場合、茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会受講者または市内に本店、支店や営業所を有する建設業者が施工すること。 	
申込方法	所定の申込書に必要書類を添付し、都市計画課窓口に提出	
申込期間	6月20日(木)～9月30日(月)	

※詳しくは下記に問い合わせてくださいか、ホームページをご覧ください。

問 都市計画課 住宅・営繕G ☎52-1111 内線255

危険なブロック塀等の撤去費用を補助します

市では、老朽化や地震時の倒壊による被害防止のため、通学路等に面する危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

対象となる ブロック塀等 (危険ブロック塀等)	傾いていたり、ひび割れなどで倒壊の危険性があり、倒壊によって通学路や緊急輸送道路の通行人に危険を及ぼす恐れがある組積造、または補強コンクリートブロック造の塀。
対象工事	危険ブロック塀等の一部または全部を撤去する工事であって、市内に本店、支店または営業所を有する建設業者、解体工事業者が施工するもの ※要件などは、市ホームページをご確認下さい。
対象者	危険ブロック塀などの所有者または共有者
補助金の額	100,000円(上限額)
申込方法	補助金の交付申請には事前に相談が必要です。都市計画課へお問い合わせください。
申込期間	6月20日(木)～9月30日(月)

問 都市計画課 住宅・営繕G ☎52-1111 内線255